

名称	虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会	担当者	東 千恵子
開催日	定例開催は 7 月と1月 その他随時開催	設置	各事業所

【目的】

利用者の安全と権利擁護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることはないよう、必要に応じ委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

【対象者及び参加者】

- ・委員長：虐待防止責任者(事業所長)
- ・副委員長：虐待防止マネージャー(副事業所長または主任)
- ・委員：介護職員や看護師など事業所の職員
利用者の代表、家族の代表、第三者委員、他事業所の虐待防止責任者

【年間計画】 下記の他虐待通報案件の発生時など虐待防止委員長が必要と認めた場合随時開催

時期	内容
7月	・1回目セルフチェックリストの集計結果の分析報告 ・12月～5月の事故ヒヤリ・苦情・通報案件の報告 ・身体拘束適正化の検討
1月	・2回目セルフチェックリストの集計結果の分析報告 ・全職員研修実施の報告 ・6月～11月の事故ヒヤリ・苦情・通報案件の報告 ・身体拘束適正化の検討

【実施状況】

①愛光園②のぞみの家③まどか④ファーム⑤もちの木園⑥居住⑦りんく⑧らいふ⑨就トレ⑩おひさま⑪高齢

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
7月	8/7	3日	11日	24日	29日	16日	8日	27日	10日	26日	29日
1月	21日	18日	9日	22日	20日	10日	27日	25日	22日	20日	27日

※上記の他通報案件があった場合は都度開催していた。

【報告内容の特徴】

- ・定例で年2回の虐待防止委員会を各事業所で開催して4年になる(身体拘束適正化委員会は3年)。委員会の内容や事務的な事柄に関して事前に行う虐待防止推進会議で確認。運用の仕方は実施後行う同会議で報告し合うことにより、セルフチェックリストの回答を Google フォームで行ったり、チェック項目に解説をつけたりするなど、好事例の共有ができています。そのため、初めて虐待防止マネージャーに就任した職員も、他の事業所と足並みをそろえた業務遂行ができています。
- ・委員会の構成員で当該事業所職員以外の外部委員の存在がやはり貴重である。その方々が事故報告を上げやすいような工夫や、アンガーマネジメントに関する様々な方法、他者感覚を体験できるロールプレイなど様式や研修などのアイデアを出して下さる。また、他法人の職員の方に第三者委員としてお越しいただいている事業所では、他法人の取り組みを具体的にお聞きする機会となっており、参考になっている。
- ・今年度 5 件の通報案件があったため、その都度臨時で虐待防止委員会を開催している。事業所ごとに委員会を設置しているため、臨時で委員会を開催した時、外部委員も事業所の状況のある程度知っているため、通報案件に対してより深いやりとりができています。これはポジティブな面であると考えています。今後も風通しを大切に事業所ごとに委員会を設置して外部委員に協力を仰いでいきたい。